

## 浅口市消防団員の懲戒処分について

このことについて、浅口市消防団条例第9条の規定に基づき、下記のとおり消防団員の懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

1 被処分者

浅口市消防団 副分団長 50代

2 処分の内容

停職（1月間）

3 処分年月日

令和7年9月24日

4 処分の理由

被処分者は、令和7年3月26日、市内コンビニエンスストアで警察の任意聴取により自家用車での酒気帯び運転が発覚したものであり、市消防団に対する市民の信頼を著しく失墜させる結果となった。

よって、本事案は、浅口市消防団条例第9条の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行った。

5 本件に係る市消防団長コメント

法令を遵守すべき立場である消防団員の違反行為は極めて遺憾であり、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。

再発防止に努めるとともに、綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に取り組んでまいります。